

総合リサイクルセンター(仮称)管理運営業務委託にかかる募集要項

平成16年3月16日公告第687号に係る「総合リサイクルセンター(仮称)管理運営業務委託」の見積合わせについては、関係法令に定めるもののほか、この募集要項によるものとします。

1. 見積合わせに付する事項

(1) 委託業務の名称

総合リサイクルセンター(仮称)管理運営業務委託

(2) 履行場所

神戸市西区見津が丘1丁目(神戸複合産業団地内)

(3) 履行期間

平成16年6月1日から平成17年3月31日

(4) 業務の概要

① 趣旨

神戸市では、3種混合袋収集において収集された家庭系及び事業系の空缶・空びん・ペットボトル(以下「資源ごみ」という。)を、本市の総合リサイクルセンター(仮称)で処理するにあたり、施設の管理運営業務を委託します。

② 総合リサイクルセンター(仮称)の概要

ア 所在地; 神戸市西区見津が丘1丁目(神戸複合産業団地内)

イ 敷地面積; 約14,000㎡

ウ 建築面積; 5,981㎡

エ 選別・圧縮施設; 90t/5h(45t/5h×2系列)

オ 建物; 工場棟(鉄骨造6階建、延床面積14,132㎡)

計量棟(鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積37㎡)

カ リサイクルプラザ(環境教育施設)

プラザ棟(鉄筋コンクリート造3階建、延床面積1,282㎡)

③ 業務内容

プラント設備・建築設備(工場棟・プラザ棟)の運転操作・監視業務、計量・料金徴収業務、受入監視業務、資源物・残さ等の搬出・運搬業務、クレーン運転業務など

④ 資源ごみ処理予定量 10,000トン

※但し、予定量は概算であり、増減することがあります。

⑤ 資源物等の処分

選別後の資源物は受託者に帰属します。

但し、資源物の処理先が確保できること。(日本国内に限る。)

※資源物等の割合見込(家庭系、事業系共通)

空きびん	20%程度
スチール缶	20%程度
アルミ缶	10%程度
ペットボトル	20%程度
残さ	30%程度

⑥ 残さ処分

無償で本市が受け入れます。

⑦ 管理運營業務詳細内容

別紙「総合リサイクルセンター(仮称)管理運營業務委託仕様書」のとおり

2. 見積合わせに参加する者に必要な資格

総合リサイクルセンター(仮称)管理運營業務を委託するにあたり、建物・設備等を適正に管理し、設備運転業務等を安定的かつ円滑に実施するために、次の条件を満たす者とします。

なお、見積合わせ参加資格として、単独応募又は共同企業体の結成による応募を認めます。ただし、単独応募及び共同企業体の結成による応募双方への重複応募は認めません。

- (1) 本社・本店又は支店・営業所を市内に置く事業者。
- (2) 国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。))及び地方税に未納の税額がないこと。
- (3) 受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イ～ヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者を除く。)でないこと。
- (5) 直近の事業年度における売上額が2億円以上であること。

3. 契約に関する事務を担当する部局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(〒650-8570)

神戸市役所本庁舎3号館6階

神戸市環境局施設課 (TEL 078-322-5287)

4. 見積合わせに参加する者に必要な資格の審査の申請方法

(1) 本件の見積合わせに参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければなりません。

(2) 提出書類

- ① 総合リサイクルセンター(仮称)管理運營業務委託参加資格審査申請書
- ② 会社の沿革
- ③ 定款
- ④ 登記簿(法人)
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 直近の事業年度の決算書
- ⑦ 未納の証明(承諾書により神戸市が調査)

- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イ～ヌまでのいずれにも該当しないことの誓約書
- (3) 申請者は、(2)に掲げる書類を、下記に掲げる見積合わせに参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間内に提出場所に提出してください。
- (4) 見積合わせに参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所
- ア 提出期間
 公告の日から平成16年3月29日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)
 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 提出場所
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(〒650-8570)
 神戸市役所本庁舎3号館6階
 神戸市環境局施設課 (TEL 078-322-5287)
- (5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (6) 提出された書類は、返却しません。
5. 見積合わせ参加資格者の審査及び通知
- (1) 見積合わせ参加資格は提出された書類により審査し、その結果を平成16年4月1日(木)以降に見積合わせ参加資格審査通知書により送付します。
 なお、通知書と同時に見積書提出書類を同封します。
- (2) 見積合わせ参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書に理由を付します。
6. 施設見学会及び質疑応答
- 見積合わせ参加資格があると認められた者に対して実施します。
 施設見学会には必ず出席ください。欠席の場合は見積合わせ参加資格を認めませんのでご注意ください。
- ① 日時 平成16年4月6日(火) 12時～13時30分 予定(※)
- ② (集合)場所 総合リサイクルセンター(仮称) 駐車場
 神戸市西区見津が丘1丁目(神戸複合産業団地内)
- ③ 質疑応答 見学当日、現地でのみ質疑を受け付けします。
 また、その場で回答できなかった事項については、後日、回答します。
- (※)施設見学の日時については、見積合わせ参加資格審査通知書に記載します。
7. 見積書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (1) 提出期限
 平成16年4月16日(金) 午後2時まで
- (2) 提出場所
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(〒650-8570)
 神戸市役所本庁舎3号館地下1階入札室
- (3) 提出方法
 持参すること。

8. 見積書の開札

見積書の提出締切後、提出場所で速やかに開札します。

9. 見積書の提出

(1) 提出書類

①見積書（年間管理運営費用の積算額から売却収益予定額を差引いた額を記入）

②見積額内訳明細書（人員体制、光熱水費やアルミ缶・スチール缶等の売却収入予定額などを記載）

③資源物の売却（資源物の処分先を記載した書類）

※なお、①～③の書類については、見積合わせ参加資格審査通知書に同封します。

(2) 開札に出席できます。

(3) 開札にあたっての交渉はしません。

(4) 一度提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 開札にあたっては、総合リサイクルセンター（仮称）管理運営業務委託業者選定委員会の委員が立ち会います。

10. 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

(1) 見積書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 見積書中必要な文字を欠き、又は判読できないとき。

(3) 見積書に記名及び押印がないとき。

(4) 2通以上の見積書を提出したとき。

(5) 代理人名義の見積書を提出する場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 見積合わせ参加者及びその代理人が他の見積合わせの参加者の代理人となり、または数人共同して見積書を提出したとき。

(7) 見積合わせに参加する資格のない者が見積書を提出したとき。

(8) 見積書の提出に際し、見積書及び見積書付帯書類（積算内訳等）に本市の指定した内容が記載等されていないとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により記入したとき。

(10) 文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、募集要項において特に指定した事項に違反したとき。

11. 契約者の決定の方法

(1) 契約者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で、最低価格の見積書を提出した者を契約者とします。

(2) 契約者の決定は、上記(1)によるが積算内容等に誤りがある場合は、2番札の者を契約者とします。

なお、2番札の者にも誤りがある場合は順次繰り下げて決定します。

12. 契約期間

契約期間は、平成16年6月1日より平成17年3月31日までとする。

13. 契約の更新

- (1) 神戸市は、次の条件が整った場合において、契約者に対し、平成16年6月1日から通算37ヶ月を限度として契約を更新することができるものとします。
 - ① 契約期間満了後も当該事業が存続すること。
 - ② 契約期間満了後の予算措置がなされたこと。
 - ③ 契約者が誠実に業務を履行し、その履行状況が良好であること。
- (2) 神戸市が、前号の規定により、契約更新を指示したときは、受託者は、異議なく従うものとします。
- (3) 神戸市が行う契約更新の指示において、当該契約の仕様変更がない場合においては、受託者は、本契約と同一条件により、同一の業務を履行するものとします。

14. 共同企業体の結成

- (1) この見積合わせには、2社又は3社の自主結成による共同企業体を結成することにより、参加することができます。ただし、共同企業体のすべての構成員が第2項第1～4号に掲げる資格を有していることが必要です。
- (2) 第2項第5号の直近の事業年度における売上額が2億円以上である項については、結成企業の合計額がクリアしていれば可能とします。
- (3) 当該見積合わせに共同企業体を結成し参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の見積合わせ参加資格の審査を受けなければなりません。
 - ① 総合リサイクルセンター(仮称)管理運営業務委託見積合わせ参加資格審査申請書(共同企業体用)
 - ② 会社の沿革
 - ③ 委任状
 - ④ 共同企業体協定書
 - ⑤ 各構成員の定款
 - ⑥ 各構成員の登記簿(法人)
 - ⑦ 各構成員の印鑑証明書
 - ⑧ 各構成員の直近の事業年度の決算書
 - ⑨ 各構成員の未納の証明(承諾書により神戸市が調査)
 - ⑩ 各構成員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イ～ヌまでのいずれにも該当しないことの誓約書
- (4) 共同企業体の結成による見積合わせ参加者については、単独での見積合わせには参加できません。重複参加された場合は、双方とも無効とします。

15. 談合行為に対する措置

申請者が契約相手方となった場合において、次に定める事由に該当した場合は、市長はこの契約及びこの契約に係る変更契約による契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。この契約の履行が完了した後においても同様とします。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る見積合わせに関して、契約相手方が私的独占の

禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第48条第4項、第53条の3又は第54条の審決(同法第54条第3項の規定による、該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に係る見積合わせに関して、契約相手方が独占禁止法第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同条第48条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) この契約に係る見積合わせに関して、契約相手方(契約相手方が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他この契約に係る見積合わせに関して、契約相手方が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

16. その他

- (1) この契約は総価契約とします。
- (2) 本管理運営業務委託にかかる平成16年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この見積合わせを中止します。